

S A J スノーボードデモンストレーター選出基準及び要領

1. この基準は、教育本部規程第3条第4項に基づき、S A J スノーボードデモンストレーターの選考に関し必要な事項を定める。
2. 役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。
3. S A J スノーボードデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスノーボード界に貢献でき得る者とする。
4. 選考については、公認スノーボード指導員資格及びB級以上の公認スノーボード検定員資格を有し、その資格が有効で、加盟団体長の推薦を得た者の中で、当該年度の全日本スノーボード技術選手権大会及びスノーボードデモンストレーター選考会の成績により、ナショナルスノーボードデモンストレーター認定者を除き、男女合わせて12名以内とする。
5. 任期は、次期選考会までの2年間とする。
6. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成29年7月15日 制定
平成29年8月22日 改正
令和元年9月27日 改正
令和2年11月6日 改正
令和7年12月8日 改正